

資料編

白 地

資料1 温室効果ガス排出量の推計の概要

温室効果ガス排出量は、環境省のマニュアルを参考に、以下のとおり行いました。

部門	分野	エネルギー	推計方法	
			計算式	資料
産業部門	農業		石油製品の農林業消費エネルギー÷全国の農林業産出額×八尾市の農業産出額	○総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ○大阪府統計年鑑（大阪府） ○八尾市統計書（八尾市）
	水産業		事業所が立地していない	
	鉱業		事業所が立地していない	
	建設業		全国の建設業消費エネルギー（総合エネルギー統計）÷着工建築物床面積（全国）×着工建築物床面積（八尾市）	○総合エネルギー統計 ○建築統計年報
	製造業	電力		エネルギー供給事業者からの提供資料
都市ガス			都市ガス消費量（工業用）	○八尾市統計書
その他			全国の業種別燃料別エネルギー消費量（総合エネルギー統計）÷製造品出荷額等（全国）×製造品出荷額等（八尾市）	○総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ○大阪府統計年鑑 ○工業統計（経済産業省）
民生家庭部門	電力		エネルギー供給事業者からの提供資料	○エネルギー供給事業者からの提供資料
	都市ガス		都市ガス需要量（家庭用）	○八尾市統計書
	LPガス		世帯あたりLPガス使用量×八尾市内のLPガス供給世帯数[全世帯数－都市ガス供給世帯数]	○「家庭系LPガス消費実態調査」（（財）日本エネルギー経済研究所石油情報センター） ○八尾市統計書
	灯油		世帯あたり灯油使用量×世帯数（八尾市）	○「家計調査年報」（総務省） ○八尾市統計書
民生業務部門	電力		エネルギー供給事業者からの提供資料	○エネルギー供給事業者からの提供資料
	都市ガス		都市ガス消費量（商業用、公用、医療用）	○八尾市統計書
	その他		民生業務部門CO2排出量（総合エネルギー統計）÷年間商品販売額（全国）×年間商品販売額（八尾市）	○総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ○大阪府統計年鑑
運輸部門	自動車		全国の自動車燃料消費量÷自動車登録台数（全国）×自動車登録台数（八尾市）	○「交通関係エネルギー要覧」（国土交通省） ○大阪府統計年鑑 ○市区町村別軽自動車車両数（全国軽自動車協会連合会）
	鉄道		鉄道会社別年間燃料使用量×八尾市内駅数÷総駅数	○「鉄道統計年報」（（社）政府資料調査会） ○鉄道別駅数（西日本旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、大阪市資料）
	航空機		八尾空港の燃料供給量	○平成18年空港管理状況調書（国土交通省）
廃棄物部門	一般廃棄物中のプラスチック焼却量		一般廃棄物焼却量（八尾市）×ごみ中のプラスチック割合	○「清掃事業概要」（八尾市）

資料2 八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議 委員名簿

平成22年（2010年）3月現在

1	石川 聡子	学識経験者（大阪教育大学 理科教育講座 准教授）
2	石谷 長司	市民委員
3	太田 博之	市民委員
4	岡見 厚志	市民委員
5	菅 春水	市民委員
6	佐藤 幸弘	市民委員
7	砂田 八壽子	市民委員
8	徳山 吉令	市民委員
9	中村 晃子	市民委員
10	西川 典子	市民委員
11	西田 裕	市民委員
12	能塚 正義	学識経験者（大阪経済法科大学 経済学部 教授）
13	◎橋本 久	学識経験者（大阪経済法科大学 法学部 教授）
14	美馬 徹	市民委員
15	○矢壁 律子	市民委員
16	山崎 直平	市民委員

※◎：座長、○：副座長を示す。

（五十音順・敬称略）

資料3 八尾市地球温暖化対策実行計画策定庁内会議（環境施策推進会議作業部会）の構成所属

平成22年（2010年）3月現在

	関係する項目	関係所属
1	交通対策に関すること	交通対策課
2	緑化推進に関すること	みどり課
3	循環型社会の形成に関すること	資源循環課
4	都市計画に関すること	都市計画課・都市整備課
5	農業振興・産業振興に関すること	産業政策課
6	八尾市全体の政策に関すること	政策推進課

※1～5については、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の9第3項に定める事項

資料4 八尾市地球温暖化対策実行計画策定の経緯

会議・開催日	議題
第1回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成21年(2009年)9月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の趣旨等について ○委員紹介について ○学習会「地域・自治体レベルでの温暖化対策と実行計画」 ○交流ワークショップ ○座長の選任について
第1回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定庁内会議(環境施策推 進会議作業部会) (平成21年(2009年)10月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議に ついて ○八尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) の策定に関する調査結果について ○重点的な取り組みに関する意見交換
第2回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成21年(2009年)10月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス排出量や排出量から見た八尾市の 特徴について ○温暖化対策の考え方について ○重点プロジェクトの洗い出しワークショップ (自分たちで何ができるのか)
第3回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成21年(2009年)11月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の骨子及び基本施策について ○重点プロジェクトの取り組みについて
第2回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定庁内会議(環境施策推 進会議作業部会) (平成21年(2009年)11月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議の 進捗状況について ○計画の骨子・基本施策・重点施策について
第4回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成21年(2009年)11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス排出量削減の中期目標について ○重点プロジェクト・リーディングプロジェクト について
第5回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成21年(2009年)12月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○重点プロジェクト・リーディングプロジェクト について
第3回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定庁内会議(環境施策推 進会議作業部会) (平成21年(2009年)12月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議の 進捗状況について
パブリックコメント(平成22年(2010年)1月28日～2月19日)	
第6回 八尾市地球温暖化対策 実行計画策定市民会議 (平成22年(2010年)3月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ○八尾市地球温暖化対策実行計画(案)の概要に ついて

八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)(以下、「法律」という。)第20条の3に基づく実行計画の策定にかかり、市民の主体的な取り組みを推進するため、八尾市地球温暖化対策実行計画策定市民会議(以下、「市民会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、八尾市域の温室効果ガスの低減に向けた計画策定に関して必要な事項についての検討を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 市民会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 市民委員

3 市民委員は、法律第20条の3第3項に定める事項に関する地域での活動者または地球環境問題等の取り組みの経験者をもって充てる。

4 委員の任期は、1年以内とする。

(座長及び副座長)

第4条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は市民会議を代表し、会務を総括する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(コーディネーター)

第5条 市民会議は、任務に関する理解を深め、議論を促進することができるよう、温室効果ガスの低減に向けた計画に関する専門的知識を有する者にコーディネートに依頼し、指導、助言を得ることができる。

(市民会議)

第5条 市民会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(実費弁償)

第6条 委員の交通費は、八尾市実費弁償条例(昭和27年6月30日条例第127号)第2条に基づき、支給する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、経済環境部環境保全課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

八尾市環境施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年条例第16号。以下「基本条例」という。）第24条の規定に基づき、関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するため、八尾市環境施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する基本方針に関すること。（基本条例第6条）
- (2) 環境総合計画の策定又は変更に関すること。（基本条例第7条）
- (3) 環境総合計画を推進するための八尾市環境行動計画及び八尾市役所環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 年次報告に関すること。（基本条例第9条）
- (5) その他環境の保全と創造に関する施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、経済環境部担当副市長をもって充てる。
- 4 委員は、八尾市庁議等設置運営規程（平成13年訓令第8号。以下「訓令」という。）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる者で、前2項に掲げる以外のものをもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 推進会議に、第2条に規定する事項の調査、調整等を行うため、幹事を置く。

- 2 幹事は、訓令第22条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、経済環境部環境保全課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集することができる。
- 5 幹事会は、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会長が指名する者で構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、会長が指名する。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及び作業部会の庶務は、経済環境部環境保全課において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成12年7月10日から実施する。

中略

附則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

「八尾市地球温暖化対策実行計画」

平成22年（2010年）3月 発行

編集・発行 八尾市経済環境部環境保全課

〒581-0017 八尾市高美町5-2-2

電話番号（072）924-9359

刊行物番号 H21-176